



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 168/2024年12月号

発行日：2024年12月23日

今年もあっという間に年末となりましたが皆様はいかがお過ごしでしょうか。  
会計関連では、今年は四半期制度の大きな変革があるなど、対応に苦慮された1年かもしれません。  
来年以降も変革が続くと思われる会計業界ではございますが、まずは今年1年を締めくくることができた御礼を申し上げるとともに、来年も皆様にとって有意義な1年となりますよう祈念し、年内最後のNLを発行させていただきます。

### 最新情報（2024年11月1日～2024年11月30日）

#### 1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内容	適用時期等
2024年 11月5日	公開草案	「業種別委員会実務指針「電子決済手段等取引業者の財務諸表監査に関する実務指針」（公開草案）の公表について	<p>日本公認会計士協会（業種別委員会）は、電子決済手段等取引業者の財務諸表監査に関する実務指針について一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p>本公開草案は、2023年6月1日に施行された改正資金決済法により、電子決済手段等取引業者に対して、公認会計士又は監査法人による財務諸表監査が義務付けられたことを受けて、取りまとめたものです。</p> <p>なお、本公開草案では、基本的に業種別委員会実務指針第61号「暗号資産交換業者の財務諸表監査に関する実務指針」（以下「業種別委員会実務指針第61号」という。）を参考にして、暗号資産交換業者における財務諸表監査の留意事項と同様の留意事項を示しておりますが、主に以下の点が異なっております。</p> <p>業界特有の考慮すべき重要な虚偽表示リスクについて、業種別委員会実務指針第61号では、「(1) 収益の発生」、「(2) 暗号資</p>	2024年12月 5日までに意見 提出（終了済）

			産の実在性」及び「(3) 暗号資産の評価」を例示していますが、電子決済手段は法定通貨と連動した価格で発行され、発行価格と同額での償還が約されているため、本公開草案では、電子決済手段の評価について、重要な虚偽表示リスクとして例示せず、「(1) 収益の発生」及び「(2) 電子決済手段の実在性」のみ例示しております（第 23 項）。	
2024 年 11 月 5 日	公開草案	「専門業務実務指針「電子決済手段等取引業者における利用者財産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」（公開草案）の公表について	<p>日本公認会計士協会（業種別委員会）は、電子決済手段等取引業者の分別管理に関する外部監査を合意された手続業務により実施する場合の実務指針について一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p>本公開草案は、2023 年 6 月 1 日に施行された改正資金決済法により、電子決済手段等取引業の利用者の電子決済手段を自己の電子決済手段と分別して管理し、公認会計士等による分別管理の状況に関する外部監査を受けることが義務付けられたことを受けて、取りまとめたものです。</p> <p>なお、本公開草案は、専門業務実務指針 4400「合意された手続業務に関する実務指針」に記載された要求事項を遵守するに当たり、当該要求事項及び適用指針と併せて適用するための指針を示しておりますが、基本的に専門業務実務指針 4461「暗号資産交換業者における利用者財産及び履行保証暗号資産の分別管理に係る合意された手続業務に関する実務指針」を参考にして、暗号資産交換業者における利用者財産及び履行保証暗号資産の分別管理に係る合意された手続業務の要求事項と同様の要求事項をお示ししております。</p> <p>また、一般社団法人日本暗号資産等取引業協会から「会員における利用者財産等の分別管理のチェック項目及びチェックのポイント」（資金決済法第 62 条の 14 第 2 項の規定に基づく、同協会会員における利用者財産等の分別管理に係る「チェック項目」及び「チェックのポイント」を示したもの）が 2024 年 10 月 25 日に公表されておりますので、適宜ご参照ください。</p>	2024 年 12 月 5 日までに意見 提出（終了済）
2024 年 11 月 6 日	公開草案	「業種別委員会実務指針「経済価値ベースのソルベンシー規制に基づく経済価値バランスシートに係る監査上の取扱い」（公	<p>日本公認会計士協会（業種別委員会）は、経済価値ベースのソルベンシー規制に基づく経済価値バランスシートに係る監査に関する実務指針について一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p>保険会社の財務の健全性の確保は、保険行政における重要な要素の一つであり、その観点から、標準責任準備金制度やソルベンシー・マージン比率規制等の枠組みが設けられております。</p>	2024 年 12 月 6 日までに意見 提出（終了済）

		開草案)の公表について	<p>我が国の保険会社を取り巻く環境やリスクの変化に相応しい規制・競争環境を整備するため、国際的な動向等も踏まえて、契約者保護、保険会社のリスク管理の高度化、消費者・市場関係者等への情報提供の観点から、新たなソルベンシー規制の枠組みである経済価値ベースのソルベンシー規制の導入(2026年3月31日から施行)が予定されており、これに向けて、2024年10月31日に金融庁から「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する保険業法施行規則の一部改正(案)」等(以下「保険業法施行規則の改正案等」という。)が公表されました。経済価値ベースのソルベンシー規制においては、外部専門家による検証の枠組みとして、保険会社が作成する経済価値バランスシートに合理的保証が導入されることとなっており、本公開草案はこれを受けて、経済価値バランスシートの監査に係る実務上の指針として取りまとめたものです。</p> <p>なお、保険業法施行規則の改正案等はまだ確定していないため、その内容が変更された場合には、それを受けて本公開草案を修正する場合がありますので、ご注意ください。</p> <p>また、「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する残論点の方向性」(令和6年5月29日 金融庁)によると、計算例や原則の解説等、新規制を定める法令等を補完するQ&amp;Aの取りまとめが別途行われる方向となっており、本公開草案の文中においてもQ&amp;Aに言及している箇所があります。これらの箇所については、Q&amp;Aが公表された後に、該当するQ&amp;Aを踏まえた修正を行う予定です。</p> <p>加えて、海外子会社に係る統合手法について、EUソルベンシーIIにおける控除合算手法と統合的な手法の導入は、保険監督者国際機構(IAIS)による国際資本基準(ICS)と米国合算手法の比較可能性評価の結果次第としているところ、現在までに結論が明らかとなっていないため、保険業法施行規則の改正案等に含まれておりません。そのため、本公開草案においても、これに関係する部分は含めておりません。</p>	
2024年 11月18日	公開草案	「業種別委員会実務指針第64号「投資信託における監査上の取扱い」の改正について」及び「公開草案対	<p>日本公認会計士協会(業種別委員会)は、2024年11月12日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第64号「投資信託における監査上の取扱い」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>投資信託の基準価額の算出について、投資信託委託会社及び信託会社等との間で基準価額の照合を日次で行う実務(二者計算)</p>	2024年 11月18日

		<p>するコメントの概要及び対応」の公表について</p>	<p>が業界の中で長く浸透しておりましたが、投資信託協会において、「運用と計算の分離」を図り、基準価額の算出を信託会社等のみで行う実務（一者計算）への移行を促すための検討が行われ、2024年6月7日に投資信託協会より、「投資信託の基準価額の受託者一者計算を行う際の考え方」が公表され、投資信託の基準価額の一者計算を行う場合において、投資家及び受益者保護の観点から留意すべき事項が取りまとめられました。本改正は、上記を受けて、投資信託の基準価額の一者計算を行う場合における監査上の留意事項を追加するために見直しを行ったものです。</p> <p>内容に係る主な変更点は次のとおりです。</p> <p>一者計算を前提とした監査契約の締結における留意事項を追記した（第13項）。</p> <p>一者計算を前提とした信託会社及び投資信託委託会社における内部統制を含むスキーム全体の理解など、リスク評価手続における留意事項を追記した（第19項及び第23項）。</p> <p>一者計算を前提とした内部統制の保証報告書を利用する場合の検討事項など、内部統制の運用評価手続における留意事項を追記した（第33-8項及び第33-9項）。</p> <p>一者計算を前提とした有価証券残高確認の検討事項など、有価証券の監査手続における留意事項を追記した（第34項、第35項及び第36項）。</p> <p>基準価額の照合並びに一者計算及び二者計算の実務について追記した（付録1）。</p> <p>中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の廃止に伴い記載を修正した（第5項、第8項及び付録5の文例2の脚注6）。</p> <p>本改正は、原則として公表日から適用されます。</p>	
--	--	------------------------------	---	--

## 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2024年 11月21日	意見	移管指針公開草案 第15号（移管指針 第9号の改正案）「金融商品 会計に関する実務指針 （案）」に対する意	2024年9月20日に企業会計基準委員会（ASBJ）から、移管指針公開草案第15号（移管指針第9号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」が公表され、意見が求められました。  日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、2024年11月20日付けで提出	—

		見について	いたしましたのでお知らせいたします。	
2024年 11月28日	意見	IASB 公開草案「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」に対する意見について	2024年7月31日に国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board：IASB）から、公開草案「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該公開草案に対するコメントを取りまとめ、2024年11月27日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—

### 3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

### 4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2024年 11月15日	公開 草案	「公会計委員会実務指針第7号「独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正について（公開草案）」	2023年1月12日付けで「監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」が改正され、これに対応するため、2024年2月8日付けで「監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」が改正されました。 これを受けて公会計委員会では、「公会計委員会実務指針第7号「独立行政法人の財務諸表に関する監査上の取扱い及び監査報告書の文例」の改正の検討を行いました。 このたび一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	2024年12月 16日までに意見提出（終了済）
2024年 11月29日	意見	国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第90号「IPSAS第46号「測定」の適用によるIPSASの修正」に対するコメントの提出について	国際会計士連盟（International Federation of Accountants：IFAC）の国際公会計基準審議会（International Public Sector Accounting Standards Board：IPSASB）から、2024年8月1日に公開草案第90号「IPSAS第46号「測定」の適用によるIPSASの修正」が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取りまとめ、2024年11月26日付けでIPSASBに対し提出いたしましたので、お知らせします。	—
2024年 11月29日	意見	国際公会計基準審議会（IPSASB）公開草案第91号「発生主義国際	国際会計士連盟（International Federation of Accountants：IFAC）の国際公会計基準審議会（International Public Sector Accounting Standards Board：IPSASB）から、2024年8月14日に公開草案第91号「発生主義国際公	—

	公 会 計 基 準 (IPSAS) の初度 適用」の限定的な 範 囲 の 改 訂 (IPSAS 第 33 号 の修正)」に対する コメントの提出に ついて	会計基準 (IPSAS) の初度適用」の限定的な範囲の改訂 (IPSAS 第 33 号の修正)」が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会では、本公開草案についてのコメントを取 りまとめ、2024 年 11 月 26 日付けで IPSASB に対し提出い たしましたので、お知らせします。	
--	--	--	--

5. IT 関係 (テクノロジー委員会)

特になし

6. その他 (会計制度委員会等)

特になし

## II. 連絡広場（ワンポイントメッセージ）

### 「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」

金融庁は、2024年12月2日、金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」（第5回）を開催しました。

#### 1. サステナビリティ情報の開示

##### ① セーフハーバー

開示ガイドラインによる対応を行う事を前提に、法律改正の可否を含めて、適用対象や適用要件について検討を進めるということが提案されました。概ね賛同が得られた一方、適用要件が厳しいといった意見も出ました。

##### ② 確認書

有価証券報告書における開示手続の整備やその実効性の確認に関する代表者等の役割と責任に関する事項を確認書の記載事項とすることで、情報開示に対する代表者等の責任の範囲の明確化を図ることが提案されました。概ね賛同が得られた一方で、確認書の記載事項の追加は不要であるという意見も出ました。

#### 2. サステナビリティ保証制度

サステナビリティ保証制度に関しても、保証の範囲、保証の担い手、保証制度の方向性といった各論点での様々な提案、議論がなされました。

サステナビリティに関しては、諸外国に比して日本ではまだまだ制度として発展途上ではありますが、諸外国に遜色ない制度を作り上げようとしている金融庁の意図が感じられます。一方で、諸外国に比べて専門家の数が少ない日本において、制度の運用が実行可能かどうかも含めて慎重に検討を進めていく必要があると思われま

以上

#### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒162-0824

東京都新宿区揚場町1番1号 揚場ビル3階

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703